



<在留資格「育成就労」について>

在留資格「技能実習」が廃止され、新たに在留資格「育成就労」が創設されることが決まりました。

技能実習制度は、開発途上国への技能移転を目的としていましたが、実態とは乖離した制度となっていたため、「育成就労」では、技能移転という目的をなくし、人材育成、人材確保を目的とした制度に変わりました。また、育成の到達レベルを、「特定技能1号」の水準に設定し、「特定技能1号」が対象としている職種及び分野と一致させることにより、「育成就労」から「特定技能1号」、そして「特定技能2号」へのキャリアアップが、スムーズに行えるように変わりました。

「特定技能1号」と「育成就労」の職種及び分野を、基本的に一致させるということですので、これまで外食分野には、「技能実習」はありませんでしたが、「育成就労」での受入れが可能となる見込みです。

このことにより、外食分野の現場で働く外国人従業員の在留資格が1つ増えることとなりますので、社内での在留資格ごとの区分、外国人材の能力水準ごとの管理は、より複雑になり、混乱することが予想されます。特に、「技能実習」がなかった外食分野では、それが顕著に現れることになると思われます。

最後に、「育成就労」の話題では、転籍に焦点が当てられることが多かったのですが、「技能実習」では本人意向の転籍が認められなかったのに対して、「育成就労」では、それが可能となりました。3年間の育成期間で、分野ごとに、育成を始めて、1~2年の範囲を超え、一定の要件（日本語試験の合格、技能検定試験基礎級の合格等）を満たすことを条件として、本人意向での転籍が認められます。この1~2年の範囲は、分野ごとに定めますので、外食分野がどのように定めるかに注目したいと思います。

アイム行政書士法人 <https://aim-office.or.jp/>

代表 宮本 政幸 (ORA 外国人雇用推進部門会メンバー)

【営業内容】

行政書士法人

外国人に関する業務

- 永住・帰化
- 投資ビザ(外国人の方が日本で会社を設立し経営)
- 就労ビザ等の外国人在留手続きなど 他

